

第7回医事業務研究会

(請求事務疑義研究会)

- 日時 平成28年10月20日(木)
13時30分～16時00分
- 会場 岡山県医師会館
4階 第1会議室
- 出席者 70病院96名・委員14名出席

今年度は診療報酬改定の年にあたるため、病院の医事中堅職員を対象に「請求事務疑義研究会」が開催された。

講師には、岡山県医師会社会保険部松山正春部長、社会保険診療報酬支払基金岡山支部中村善一主任審査委員、岡山県国民健康保険団体連合会小塚彰常務処理審査委員の3名を



迎え、医事担当者が日頃抱えている診療報酬算定に関する疑問点・問題点等に対して回答をいただいた。

各病院から事前に提出された今回の疑義題は、薬剤総合評価調整管理料などの新設項目に関する事、手術手技や麻酔管理料の算定に関する事など、全54議題であった。

各疑義は、医事業務委員と講師の対話形式で進められ、講師からは医療機関側の立場を踏まえた審査側の見解を、解説を交えて分かりやすく回答していただいた。疑義の一例を紹介する。

手術中やむを得ず腹腔鏡下胆嚢摘出術から胆嚢摘出術に手技が変更になった場合の手術手技の算定方法の疑義に対して、「主たる手術」の所定点数を算定。「主たる手術」とは、所定点数及び注による加算点数を合算した点数の高い方の手術をいう。

(通則・通知)

アンケート結果も「審査の先生方の回答、査定傾向が分かりやすく参考になった」等の意見が多く寄せられた。

研究会の終わりに、最近のトピックス・査定傾向、請求にあたっての留意点についても解説していただき、今回の疑義と合わせて日々の保険算定業務に役立てることができる研究会となった。

(医事業務委員 牧 宏紀)